

平成一六年度高等教育行政の展望

高等教育の現状と整備の方向

我が国の高等教育機関数は、平成一五年五月現在、大学七〇二校、短期大学五二五校、高等専門学校六三校、専修学校（専門課程）二一、九六四校であり、在学者数は、およそ大学（学部）二五〇万九、〇〇〇人、大学院二二万三、〇〇〇人、短期大学（本科）二四万一、〇〇〇人、高等専門学校五万八、〇〇〇人、専修学校（専門課程）六八万五、〇〇〇人となっている。

また、高等教育機関への進学率は、大学・短期大学・高

等専門学校の合計で平成一五年度四九・八％（専修学校（専門課程）まで含めた場合には七二・九％）となっている。

現在、高等教育の整備については、平成九年一月二九日の大学審議会答申「平成一二年度以降の高等教育の将来構想について」及び一昨年八月五日の中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの導入について」の提言に沿って進めている。具体的な内容は以下のとおり

である。

今後における高等教育の発展の方向としては、高等教育機関への進学意欲を積極的に受け止めると同時に、大学の多様化と質的向上を図ることが必要である。また、一八歳人口の減少に伴い、今後、大学等にとって一層競争的な環境が予想され、各大学等は、自らの責任において、それぞれの教育研究の在り方を工夫していくことが必要である。

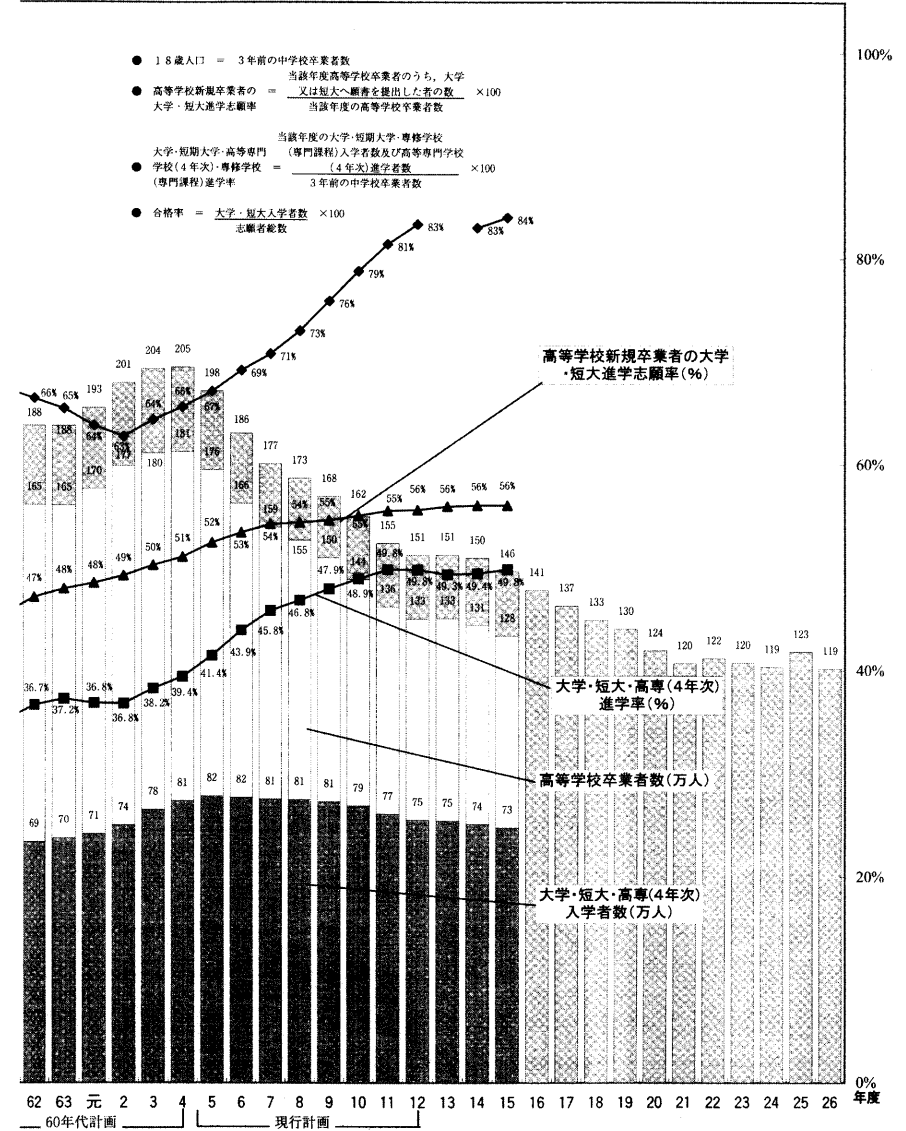
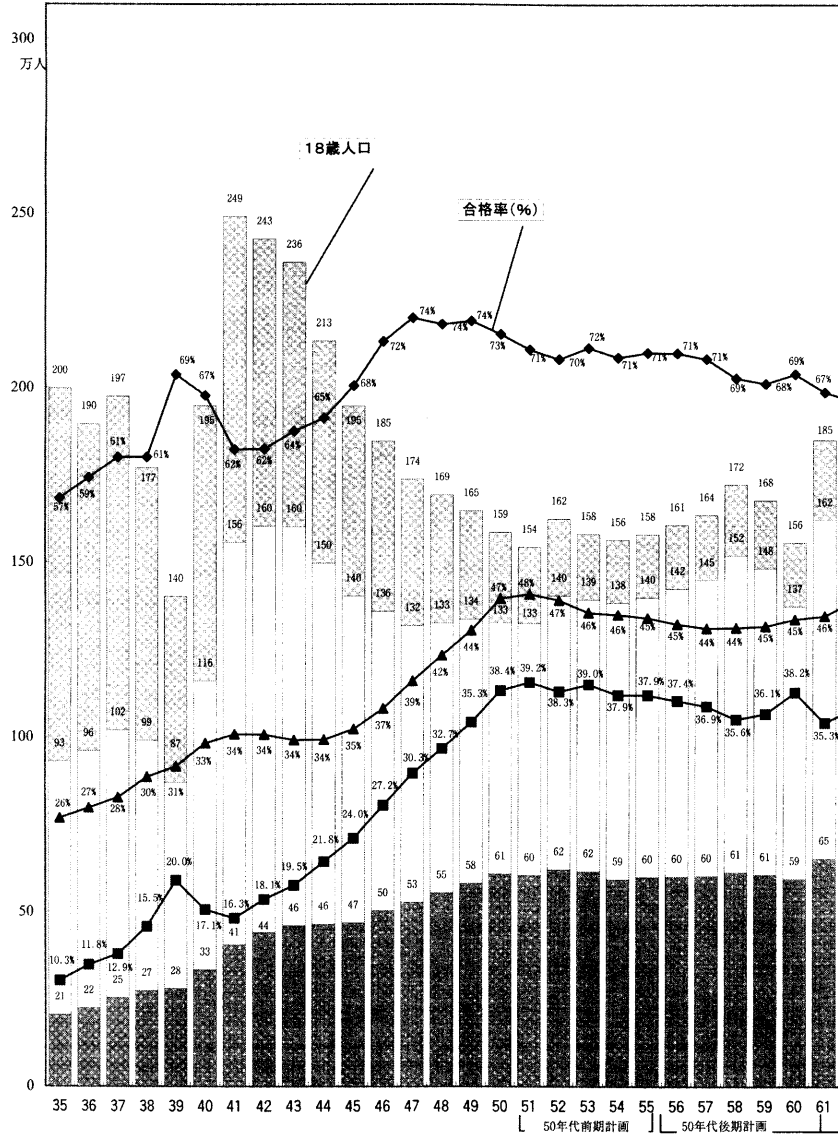
高等教育の規模については、これまで、教育の質を確保する観点から、大学・学部等の新增設を原則として抑制的に取り扱ってきたところである。しかしながら、高等教育の柔軟な発展や競争を制約する可能性もあることから、見直しが求められているところであった。そこで、我が国の高等教育機関が社会のニーズや学問の発展に柔軟に対応でき、また、大学間の自由な競争を促進するため、今後は抑制方針を基本的には撤廃することとした。

また、首都圏、近畿圏、中部圏における工業（等）制限

区域・準制限区域内の大学の設置認可等についても抑制的に取り扱ってきたが、大都市部における大学の自由な発展を阻害している等の批判があり、一昨年七月に工業（場）等制限法が廃止されたことを踏まえ、抑制方針を撤廃することとした。

具体的には、昨年四月から、大学等の設置及び収容定員増を基本的に抑制とする取扱いとしていた大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定が廃止され、平成一五年度以降の届出（申請）は、原則として分野や地域にかかわらず、大学が自らの判断で大学等の設置及び収容定員増の届出（申請）ができるようになった。ただし、医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の養成に係る大学等の設置及び収容定員増に関しては、引き続き抑制することとした。

高等教育の規模等の推移



高等教育改革の推進

平成一三年四月一日に文部科学大臣から中央教育審議会に対して「今後の高等教育改革の推進方策について」諮問を行い、現在、中央教育審議会大学分科会を中心に幅広く審議が進められている。そのうち、大学等の設置認可の望ましい在り方や、職業資格との関連も視野に入れた新しい形態の大学院等の整備の在り方について、平成一四年八月五日に「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」、「大学院における高度専門職業人養成について」、「法科大学院の設置基準等について」の三本の答申が出された。

これらの答申を受け、平成一四年秋の臨時国会において学校教育法が改正され、①設置認可制度の大幅な弾力化、②違法状態にある大学に対する段階的な是正措置の導入、③第三者評価制度の導入、④専門職大学院制度の整備が行われることとなった。なお、これらの制度改正については、

基本的に平成一五年度から実施されているが、第三者評価制度の導入及び専門職大学院のうち法科大学院制度の創設については、今年度から実施されたところである。

また、今年度から国立大学が法人化され、より大きな自主性・自律性と自己責任の下で、これまで以上に創意工夫を重ねながら、教育研究の高度化や個性豊かな大学づくりに取り組むことが可能となったところであり、さらに、学校法人制度についても、大幅な見直しを検討されている。

なお、現在、中央教育審議会大学分科会においては、このような改革の進展や社会経済の状況等を見通しつつ、今後の高等教育の在り方（グランドデザイン）について、審議しているところである。

大学改革

文部科学省では、知の創造と継承の拠点である大学が、その期待される役割を十二分に果たしていくことができるよう、国立大学の法人化をはじめとする様々な大学改革を進めているところである。大学の果たすべき機能は、教育、研究、社会貢献の三つであり、豊かな教養と必要な専門的知識を具えた有為な人材を養成するとともに、優れた研究により「知」の創造と発展を図り、産学官連携をはじめ、大学の持つ人的・物的な知の集積を活用し、社会に貢献することである。それぞれの大学においては、これらの機能を一層活性化するとともに、国際的な競争力を持つ魅力ある大学へと発展していくことが期待されている。

国で進めている改革のための主な取組は、以下のとおりである。

本年四月に法人化した国立大学が自主性・自律性の下で、さらなる教育研究の活性化を図り、個性豊かな大学づ

くりを進めていけるよう、国として今後も必要な支援に努めていくこととしている。再編・統合については、各大学の自主的な検討を尊重しつつ、支援や助言を行っていくこととしている。

また、国公私立を通じ、各大学における改革への取組が一層促進されるよう、「二十一世紀COEプログラム」の推進により、世界的な研究教育拠点の形成を図るとともに、特色ある大学教育改革の支援、法科大学院をはじめとする専門職大学院の形成支援等に取り組んでいくこととしている。

さらに、大学の教育研究の質の向上を目指し、本年四月から導入した国公私立を通じた第三者評価制度によって各大学の主体的な改善を促進していくこととしている。

国立大学法人化によるシステム改革

知の時代とも言われる二一世紀にあつて、教育・文化立国、科学技術創造立国を目指す我が国にとっては、知の創造と継承を担う大学の責務はますます重要となつており、大学が国民や社会の期待にこたへて、その教育研究活動の高度化、活性化を図ることが求められている。

この四月より国立大学は新しく国立大学法人となつたが、これは我が国の国立大学がこれらの責務をより一層果たすことができるようにすることを目的としたものである。

従来の国立大学は、大学としての特性を踏まえて様々な配慮を行つていたものの、行政組織の一部として位置づけられていたため、国の予算制度や国家公務員制度等の適用を受け、教育研究の柔軟な展開に種々の制約があつた。

国立大学の法人化は、このような国の行政組織の枠組みから外し、国立大学がより大きな自主性・自律性と自己責

任の下で、これまで以上に創意工夫を重ねながら、教育研究の高度化や個性豊かな大学づくりに取り組むことを可能とするものである。

具体的には、

- ① 「大学ごとに法人化」し、自律的な運営を確保
 - ・ 予算・人事等の規制を緩和し、自律性の下に競争的環境の実現
- ② 「民間的発想」のマネジメント手法を導入
 - ・ 学長を中心とした役員会でトップマネジメントを実現
- ③ 「学外者の参画」による運営システムを制度化
 - ・ 役員や経営方針の審議に学外者が参画
- ④ 「非公務員型」による運営システムを制度化
 - ・ 能力・業績に応じた弾力的な人事システムの導入
- ⑤ 「第三者評価」の導入による事後チェック方式に移行
 - ・ 第三者評価の結果による適切な資源配分

などの仕組みを取り入れることにより、国立大学が活性化し、その役割を一層積極的に果たすことが期待されている。

また、国立大学に通う学生にとってのメリットとして、

① 組織、予算面での自由度が大きくなり、各大学の判断で、学生や社会のニーズを踏まえながら弾力的に柔軟な学科・コースの編制が可能となること、

② 学生による授業評価の実施状況等が国立大学法人の評価の際の重要なポイントの一つになってくることで、学生による授業評価等を踏まえながら、各大学で授業内容の充実や指導方法の改善等が図られること、

③ 学生に対するカウンセリングや就職支援等を国立大学法人の業務として明確に位置づけたことにより、チューター・メントサービスの担当セクションの整備が進められたり、そのサービス内容の充実、改善が図られることなど、学生の立場に立った大学運営を行うことが可能となるなど、各大学がより法人化のメリットを生かし、学生の視点に立った創意工夫を重ね、学生のニーズに適切に対応した教育を提供するとともに、学生支援を充実していくことで、学生の満足度の高い教育が実現されるものと期待さ

れている。

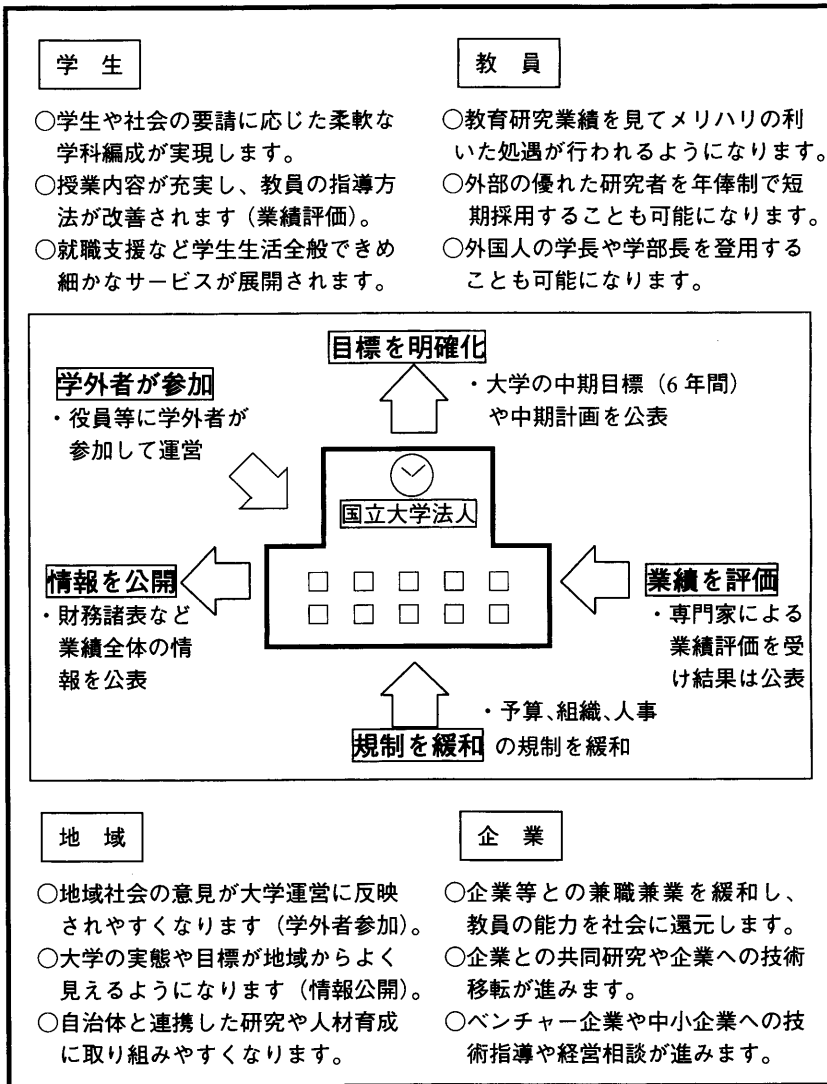
【国立大学法人の整備・充実】

国立大学法人等の施設は、個性輝く大学の多様な活動を支えるための重要な基盤である。

その施設整備については基本的財源である国からの施設整備費補助金に加え、独立行政法人財務・経営センターによる長期借入金による施設費貸付事業、財産処分収入等による交付事業を実施することとしている。また、引き続き「国立大学等施設緊急整備五か年計画」（平成一三年四月文部科学省決定）に基づき、重点的・計画的な整備を行うこととしており、法人化の趣旨を踏まえ、各大学の自主性を活かした弾力的な施設整備を推進するとともに、適切な評価による事業採択を行い、透明性の向上を図ることとしている。さらに、施設の維持管理費を運営費交付金に積算することなどにより、長期にわたり教育研究環境を良好に保つための施設マネジメントの取組を支援することとしている。

このような重要な役割を引き続き担う国立大学等の法人化に当たっては、国立大学法人にスムーズに移行すること

「法人化で国立大学はこう変わります」



→競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな国立大学に

ができるよう、所要の運営費交付金を措置するとともに、我が国における高等教育・学術研究を着実に推進するため、法科大学院等、専門職大学院等の整備・充実を図る。

①国立大学法人運営費交付金
一兆二四一五億七〇〇万円

②独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金
七〇五億六二〇〇万円
主な施策は次のとおり。

◆法科大学院の新設（既設研究科及び学部の入学定員減を含む組織見直しによる新たな専門職学位課程の設置）
二〇大学／北海道大学、東北大学、千葉大学、東京大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、金沢大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、島根大学、岡山大学、広島大学、香川大学、愛媛大学、九州大学、熊本大学、鹿児島大学、琉球大学

◆専門職大学院の新設（既設研究科及び学部の入学定員減を含む組織見直しによる新たな専門職学位課程の設置）
四大学／小樽商科大学、東北大学、東京大学、香川大学

◆研究科等の新設（※高知大学を除き、いずれも既設研究科・専攻の改組により設置）

六大学／北海道大学、東京農工大学、新潟大学、徳島大学、高知大学、総合研究大学院大学

◆学部の新設
二大学／岐阜大学（農学部の改組）、鳥取大学（教育地域科学部の改組）など

○法人化に伴う具体的な変更点／従来の国立学校特別会計制度に代わり、一般会計予算において各国立大学法人ごと及び国立高等専門学校機構の事務事業に必要な経費を「運営費交付金」により措置。

【参考】
◆国立大学学生納付金【授業料標準額】
大学学部・大学院…
年額五二万八〇〇円（平成一五年度と同額）
法科大学院…年額八〇万四〇〇円（新設）
【入学料、検定料標準額】…平成一五年度と同額

◆各国立大学法人において授業料等の設定が可能な範囲…標準額の二一〇%を上限

大学の質の向上のための認証評価制度の導入

認証評価制度は、平成一四年八月の中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」における提言を受け、平成一四年の臨時国会で学校教育法を改正し、平成一六年四月から導入したものである。これは、国公立全ての大学が、その教育研究活動等の状況について、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）から評価を受けるというものであり、評価結果を公表することにより、大学が社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自己改善を図ることとなり、大学の教育研究の質の向上に資することが期待される。

この評価には二種類あり、平成一六年度以降、①全ての大学は、七年以内ごとに、各大学の理念や目標に照らし、大学全体の教育研究活動等の総合的な状況について評価を受けることが必要となるとともに（機関別評価）、②高度

で専門的な職業能力を有する人材育成を行う専門職大学院を設ける大学は、五年以内ごとに、その専門職大学院の設置目的に照らし、その教育研究活動の状況について評価を受けることが必要となる（専門職大学院評価）。

この制度に基づく評価においては、認証評価機関が自ら定める評価基準に従って評価を行うこととなっている。また、大学の理念や特色は多様であることから、大学は複数の認証評価機関から適切な評価機関を選択して評価を受けることが可能となっている。わが省としても、この新たな制度の円滑な実施を図っていくこととしている。

国公立大学を通じた大学教育改革の支援

各大学における大学教育改革への取組を促進するため、国公立を通じた競争原理に基づく財政支援として、平成一六年度に次の三つの事業を実施する。

（一）特色ある大学教育改革の支援

大学における教育内容・方法の充実のための種々の取組に対して、第三者評価による審査の上、特色ある教育プロジェクトを選定し、財政支援を行うことにより、高等教育の更なる活性化を図る。

① 特色ある大学教育等支援プログラム（略称「大学教育G P」（グッド・プラクティス））

平成一五年度から実施の「特色ある大学教育支援プログラム」の更なる充実とともに、新たに社会的要請の強い政策課題等に対応した教育プロジェクトを支援する「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」を実施する。

② 海外先進教育実践支援プログラム

教員が、海外の大学等において、自らの教育研究能力の向上を図るための取組を支援する。

（二）法科大学院等専門職大学院の形成支援

法科大学院をはじめとする各種の専門職大学院において行われる教育内容・方法の開発・充実等に取り組み優れた教育プロジェクトを、第三者評価による審査の上選定し、重点的な財政支援を行う。

（三）二十一世紀COEプログラム

世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援し、もって国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを目的とする「二十一世紀COEプログラム」を推進する。平成一六年度は、これまでに採択された研究教育拠点への継続支援、中間評価とともに、革新的な学術分野の開拓を目指す研究教育拠点形成に限定した新規公募を実施する。

専門職大学院について

「専門職大学院」とは、学部段階までに培われる基礎的な能力等を基に、広く理論と実務の架橋を図ることにより、高度で専門的な職業能力を有する人材の養成を行う新たな大学院である。

【背景】

専門職大学院制度は、科学技術の高度化、社会・経済・文化のグローバル化などにより、社会が多様に発展し、国際的競争も激しくなる中で、社会経済の各分野において指導的な役割を果たすとともに国際的にも活躍できるような高度で専門的な職業能力を有する人材が求められていることに対応して、平成一五年に発足した。

【特色】

標準修業年限

・二年又は一年以上二年未満の期間で各大学が定める修了要件

・三〇単位以上の修得等各大学が定める教育課程の履修

教員組織

・必要専任教員中の三割以上は実務家教員

授業方法等

・論文指導等が中心ではなく、事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答、厳格な成績評価の実施等

学位

・専門職学位（新設の学位制度で、「〇〇修士（専門職）」と表示）

なお、専門職大学院の一つである「法科大学院」につい

ては、標準修業年限は三年、修了要件に必要な単位は九三単位以上、実務家教員の割合は二割以上、学位は「法務博士（専門職）」とし、平成一三年以降の司法試験の受験資格は、原則として法科大学院の修了者と与えられる。

【現状】

平成一六年四月現在、弁護士、検察官、裁判官の養成に特化した教育を行う法科大学院をはじめとし、ファイナン

ス、ビジネス、公共政策、公衆衛生、福祉マネジメント等の分野において九三校開設されている。

【今後の展望】

今後は、社会的に特定の高度な職業能力を有する人材の養成が必要とされている分野や、国際的に共通の水準の人材養成が必要とされるような分野において、専門職大学院の設置が進むものと考えられる。

公立大学法人制度の創設

公立大学の法人化については、第一五六回通常国会において、地方独立行政法人の一類型として公立大学法人について定める「地方独立行政法人法」が成立しました。これにより、公立大学は、設置者である地方公共団体の判断により平成一六年四月から法人化が可能となりました。公立

大学法人制度は、国立大学法人の制度設計等にならいつつ、具体的な法人の組織・運営等については、各地方の状況に応じた裁量を持たせた弾力的な制度となっています。

公立大学の法人化により、大学の教育研究面において、例えば以下のようなメリットが挙げられます。

①比較的長期を要する調査・研究等について、長期契約や年度間繰越、使途変更の弾力化等が可能になることで、大学の教員や学生が行う教育研究の内容に応じて自主的かつ機動的な取組が可能となること

②教職員の身分が非公務員となり、兼業等自由度が増すことで、教職員の能力を研究活動の活性化、地域社会への貢献、産学連携の推進という形で最大限発揮できるようにすること

このように、「公立大学法人」制度は、地方公共団体が

地域の実情に応じて公立大学の改革を図り、公立大学が教育研究や地域貢献等、地域の特色を生かした高等教育機関として更に発展するための有効な選択肢となるものと考えています。

一六年度には、最初の公立大学法人として、国際教養大学（秋田県）が開学しており、その他の地方公共団体においては、一七年度に岩手県、東京都、横浜市、大阪府、北九州市、長崎県が公立大学を法人化することを表明しており、現在検討が進められています。

大学入学者選抜の改善

一 特色ある多様な入学者選抜の実施

平成一六年度の大学入試センター試験においては、全て

の国立公立大学のほか、三三七私立大学及び九七公私立短期大学が利用して行われた。各大学がこの試験と調査書、個別学力検査、面接、小論文、実技検査等を適切に組み合わせ、入学者選抜の能力・適性等を多面的に判定するよう、

引き続き改善・充実を進める。また、平成一六年度から利用することが可能となった短期大学においても、この試験を適切に利用し、より一層入学者選抜の工夫・改善が進むものと期待される。

なお、国立大学法人化後の入学者選抜については、国立大学としての担うべき社会的役割を十分踏まえ、それぞれのアドミッション・ポリシーを明確にした上で、大学の個性ある取り組みや多様な取り組みが発揮されることが期待される。

二 リスニングテストの導入について

平成一二年一一月の大学審議会答申（「大学入試の改善について」）や平成一四年三月にとりまとめられた「英語が使える日本人」育成のための行動計画等を踏まえ、平成一五年六月に、平成一八年度大学入試センター試験から「外国語」教科の「英語」科目にリスニングテストを導入することを決定した。リスニングテストの実施に当たっては、ICを活用した個別音源機器を受験生個々に配布し、又、リスニングテストは、配点は筆記試験とは別にしながらも、

『英語』科目の一部として行う。なお、今年度秋には試行テストを実施し、平成一八年度の実施に向けて万全を期すこととしている。

三 「アドミッション・オフィス入試」について

近年、学力検査に過度に偏ることなく、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることにより、受験生の能力・適性等を総合的に判定することを目的とするきめ細やかな選抜方法の一つとして、「アドミッション・オフィス入試」を導入している大学が急速に増加してきており、今後とも、その適切な実施を促していく。（平成一五年度大学入学者選抜においては、国公私立大学あわせて三三七大学において実施）

四 大学入学者選抜の実施体制の点検強化

入学者選抜の多様化、評価尺度の多元化が進む反面、入試業務の煩雑化、複雑化も指摘されている中、出題ミス等入試ミスについての報告が増加しており、大学入学者選抜

に対して、受験生のみならず社会の信頼を損なう事態が相次いで生じている。これに対し、文部科学省では、平成一六年度入学者選抜に向けて「大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の再発防止について」（平成一六年一

月七日付け一五高学生第二三号学生課長通知）の通知を行い、入試ミス防止へ向けての実施体制等の点検強化を促している。

私立大学等の振興

一 私立学校行政

私立学校に在学する学生生徒等の割合は、大学・短大で約七五％、専修学校・各種学校で約九五％、高等学校で約三〇％、幼稚園で約八〇％を占めており、私立学校は我が国の学校教育の発展普及に大きく貢献している。また、国際化、高度情報化の進展等、社会・経済情勢が変化する中で、多様化する国民のニーズに応じた特色ある教育研究の

推進が求められており、それぞれの建学の精神に基づき個性豊かな活動を展開している私立学校の役割は、ますます重要になってきている。他方で、近年の少子化や産業界の変革等の影響により、厳しい経営状況に直面する学校法人も増加しつつあり、社会のニーズに適切に対応していくことのみならず、経営基盤を強化し、新たなニーズを掘り起こしていくなど、様々な課題に対して戦略を持つて主体的・機動的に対応していくための体制を整備していくことが必要となってきた。

文部科学省としては、このような私立学校の特性とその役割にかんがみ、私立学校の振興を重要な政策課題として位置付け、私立学校への社会の信頼と評価を一層高めていくとともに、その教育研究条件の維持向上及び在学する学生生徒等の修学上の経済的負担の軽減を図るための様々な施策を展開している。

二 学校法人制度の改善方策

学校法人制度については、大学設置・学校法人審議会の学校法人分科会の下に小委員会を設け、約一年間にわたり検討を行い、平成一五年一〇月に改善方策についての報告が取りまとめられた。この報告を受けて、制度改正が必要なものについてはさらに検討を行い、今国会において私立学校法の改正案を提出したところである。

法案の内容としては、私立学校が公教育の担い手として今後とも健全な発展を続けることができるようにする観点から、①理事会制度に関する規定を整備するなど、監事及び評議員会の制度について、それぞれの権限や役割分担を明確にして、学校法人の管理運営の改善を図ることと

している。また、②情報公開の要請に応え、学校法人自身が説明責任を果たしていくため、財務書類等の関係者への閲覧を義務付けることとしている。あわせて、③各都道府県に置かれている私立学校審議会について、都道府県の実情に即した構成とすることができるよう、委員構成等に關して詳細に定めていた現行の規定を見直すこととしている。

三 経営困難校に対する対応

社会・経済情勢の変化に伴い、例えば、平成一五年度に入学生定員を充足していない私立学校は、大学で約三〇％、短期大学で約五〇％となるなど、私立学校の経営環境は厳しさを増しつつある。こうした中、各私立学校は、経営困難を回避すべく、それぞれが魅力ある教育研究を推進しつつ、質の保証に努めるとともに、長期的な一八歳人口の減少を見据えながら、中・長期的な計画を策定し経営基盤の強化を図るなど、

不断の経営改善に取り組むことが何よりも求められている。しかしながら、仮に私立大学が経営困難に陥った場合、社会的にも大きな影響を及ぼすことが予想されることから、文部科学省としては、学生の就学機会の確保を最優先

課題として、それに向けた諸支援策を講じることとしている。また、学校法人に対する支援策として、学校法人運営調査委員による財務に関する指導・助言のほか、文部科学省における私立経営指導の事務体制の整備、日本私立学校振興・共済事業団における財務分析・経営診断体制の充実など、必要な措置を既に講じている。

四 私立大学への財政措置

学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、その教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減を図り、私立学校の経営の健全性を高めるために、私学助成を行っている。

①私立大学等経常費補助

私立の大学、短期大学及び高等専門学校の経常的経費（教職員の人件費、学生の教育、教員の研究に必要な物件費等）について補助している。

平成一六年度においては、私立大学等が我が国の高等教育に果たしている役割の重要性にかんがみ、対前年度四五

億円増の三、二六二億五、〇〇〇万円を計上している。特に特別補助等のうち法科大学院への支援など社会的要請の強い特色ある教育研究に係る補助の拡充を図っている。さらに、世界水準の私立大学づくりを目指す観点から、「私立大学教育研究高度化推進特別補助」を拡充し、意欲と可能性に富んだ私立大学への重点的支援を行い、教育研究の飛躍的向上を図る（特別補助と併せて補助金総額に占める割合三一・六％）。

②私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助

我が国の学術研究の振興を図り、高等教育の高度化を推進するため、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）における大型の教育研究装置などの整備に要する経費について補助している。

平成一六年度においては、インターネット等を活用した大学間の教育研究の交流・連携を支援する「サイバーキャンパス整備事業」や施設の耐震補強工事やバリアフリー改修工事等を支援する「私立大学等防災機能等強化緊急特別推進事業」を引き続き実施するなど、一六七億八、一〇〇万円を計上している。

③私立大学等研究設備等整備費補助

私立大学における基礎的研究に必要な研究設備並びに私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）における基礎的研究又は情報処理教育に必要な情報処理関係設備の整備費について補助している。

平成一六年度においては、対前年度七億七、〇〇〇万円増の五七億八、八五七万円を計上している。

④私立学校施設高度化推進事業費補助

私立学校施設の近代化・高度化のための整備事業を計画的に推進し、我が国の私立学校の教育研究条件の維持向上を図るため、私立学校の老朽校舎等の改築事業等について、日本私立学校振興・共済事業団の融資に係る利子の一部を助成するものである。

平成一六年度においても、平成八年度以前に実施された学校施設整備事業について教育方法等の改善計画の円滑な推進を支援する観点から、その金利負担の一部について引き続き利子助成の対象とすることとして、約五億八、九〇一万円を計上している。

⑤日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団では、私立学校の教育研究条件の維持向上及び経営の安定に寄与するため、私立学校の老朽校舎等の改築事業等を含む学校法人の資金需要を勘案し、六〇〇億円の貸付を計画している。

五 私立学校に関する税制

学校法人については、その公共性・公益性を考慮して、収益事業を行う場合などを除き、法人税・所得税などの国税や、住民税・事業税などの地方税が非課税とされている。収益事業から生じた所得についても、法人税の軽減税率が適用される。

他方、学校法人への寄附者に対する措置として、特定公益増進法人の証明を受けた学校法人への寄附について、個人の場合には一定の寄附金控除、企業などの法人の場合には一般の寄附金とは別枠で損金算入が可能である。また、日本私立学校振興・共済事業団を通じる寄附金で私立学校の教育に必要な費用・基金に充てるもの（受配者指定寄附金）については、寄附金全額の損金算入が認められている。

この受配者指定寄附金については、平成一六年度税制改正において、審査手続き等の抜本的な簡素化を行うこととされた。

これらの税制上の特例措置等を積極的に活用して外部資

金の導入を一層図りながら、経営基盤の強化に努めること、ひいては魅力ある教育研究が一層進展することが期待されている。

国立高等専門学校法人化

国立大学の法人化と軌を一にして、全国に五五校ある国立高等専門学校についても、一つの国立高等専門学校機構として独立行政法人化することとしています。このことにより、国立高等専門学校の裁量は拡大され、一層の個性化、活性化、教育研究の高度化が推進されることとなります。

国立高等専門学校については大学に比べて相対的に小規模であるため、教員研修の充実や新たな教材開発、インタシニップの推進など、それぞれの学校では十分な対応が困難な課題についても、今後は、機構として組織的に取り

組むことが可能となります。そして、そこで得られた成果はそれぞれの学校に還元され、各学校においてはその取組の基礎の上に立って、特色ある教育活動の展開や学生サービスの向上などに、今まで以上に重点的に取り組むことが可能となります。

文部科学省としても、こうした国立高等専門学校の法人化の目的が確実に達成されるように、今後とも必要な支援に努めていくこととしています。

これまでの国立高等専門学校

実践的技術者の養成機関として我が国の経済基盤を支えるものづくり基盤技術分野において大きな役割

国立高等専門学校 (55校) の規模
：小規模

- 学科数 3～5学科
- 入学定員 120～200人

解消されてこなかった課題

- ① 高等専門学校の教員の流動性の確保
- ② 技術の進展に即応した学科、教育内容・方法の充実(柔軟な学科編成、教材開発、教員研修が不十分)
- ③ 国立高等専門学校全体としての共通の課題への対応(インターシニップの推進など)

これからの国立高等専門学校

科学技術創造立国を目指す我が国にとって、実践的技術者の育成を担う高等専門学校の役割はますます拡大

国立高等専門学校機構方式による 従来からの課題への取り組み

◆学校の枠を超えた課題は機構が取り組み、 個々の学校は競争力を強化

- 1 法人の管理運営の弾力化
 - 教職員の広範囲で多様な人事異動の実現
 - 一元的な電算システムの導入により会計事務の効率化
 - 組織、人事、財務等における資源の重点的配分・再配分
- 2 教育内容や学生サービスの充実
 - 全国的な教員研修や教員による研究会の実施
 - 実践的技術者養成の充実のための共通カリキュラムや教材の開発
 - 学校の枠を超えた学生の教育の充実(夏期講座、全国コンテスト、単位互換の促進)
 - 学科編成の柔軟化
- 3 国立高等専門学校全体としての共通課題への対応
 - 産業構造の変化に対応した実践的技術者養成の充実方案についての調査研究
 - 産学連携(インターシニップ)の組織的推進など(組織的な推進)
 - 中学生や産業界に対する強力な広報活動の展開
- 4 学外者の意見を反映させるシステムづくり
 - 理事長の諮問機関に学外の有識者を含め、法人運営に反映

大学等における社会人受入れの推進

近年の産業構造の変化、技術革新の進展や労働者の就業意識・就業形態の多様化に伴い、大学、大学院等の高等教育機関において、様々な変化に対応できる高度職業人の育成を図るために、社会人に継続的な学習機会や職業能力を開発する機会を提供することが重要である。

このため、文部科学省では、これまで、社会人に多様な学習機会を提供するとの観点から、所要の制度改正を行い、大学等に社会人の受入れ体制の整備を促してきたところである。各大学等においては、①社会人を対象に、小論文や面接等を中心に入学者選抜を行う社会人特別選抜制度の導入、②通信教育を行う大学・大学院の設置、③夜間大学・大学院、昼夜開講制大学・大学院の設置、④学生が職業を有しているなどの事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修し、学位を取得する長期履修学生制度の導入、⑤修業年限を長期又は短期に弾力化した大学

院修士課程における一年制コース・長期在学コースの設置、⑥キャンパス以外の通学の便の良い場所で授業を行うサテライト教室の設置、⑦大学等の正規科目のうち、必要な一部分のみについてパートタイムで履修し、正規の単位を修得する科目等履修生制度の活用、⑧教育研究の成果を直接社会に開放し地域住民等に高度な学習機会を提供する公開講座の開設など、社会人が学びやすい環境の整備が行われてきたところである。

また、平成一五年度からは、「高度専門職業人養成に特化した実践的な教育」を行う大学院として「専門職大学院」制度が創設されたところであり、実際に社会で活躍する職業人に更に高度な専門性、最新の知識・技術を身につけさせるために継続的な学習の機会を提供することも期待されることである。

平成一六年度においては、引き続き、大学等におけるこ

れらの制度を活用した積極的な取組を促すとともに、社会人の受入れ体制の整備のための施策の充実を図る。

また、大学・大学院等の高等教育機関において、社会の変化に対応できる職業能力の育成を図るため、専門的な内

容や先端の知識・技術の学習機会を提供するキャリアアップ講座を開設するためのプログラム開発を推進する「大学等における社会人キャリアアップ推進事業」を引き続き実施する。

インターンシップの推進について

インターンシップは、高い職業意識の育成、自主性や創造性のある人材の育成、大学等の教育内容・方法の改善充実など大きな意義を有しており、その積極的な推進を図ることが重要となっている。また、教育上の効果に加え、高等教育と地域社会・産業界との連携・交流や社会に開かれた学校づくりへの貢献などの役割にも期待が高まっており、大学等におけるインターンシップの実施率は年々増加している。

文部科学省としては、これまで、インターンシップを推

進するための全国フォーラムの開催、ガイドブック、事例集の作成・配布、大学等への必要な経費の支援等の施策を実施することにより、各大学等における積極的な取組を促してきたところである。

平成一四年度の調査では、授業科目として位置づけてインターンシップを実施している大学は、大学全体の四六・三％、三〇、二二二人が参加となっており、初めて体験学生数が三万人を超えたところである（なお、短期大学では二三・九％で実施、三、七二五人が参加。高等専門学校で

は、九〇・五％で実施、五、一七四人が参加。今後とも、質・量ともに一層の充実を図っていくことが必要である。平成一六年度においては、国公立を通じた競争原理に基づいて優れた取組を選定し、重点的な財政的支援を行う「国公立を通じた大学教育改革の支援」を新たに創設し、「特色ある大学教育等支援プログラム」事業の一つとして、

長期的インターンシップ導入などの産学連携教育について支援する予定である。

文部科学省としては、厚生労働省、経済産業省等と連携を図りつつ、インターンシップを推進するための施策を引き続き実施する。

創造的な人材養成をめざす理工系教育の推進

現代社会の諸課題を解決し、豊かな未来社会を切り開いていくためには、新しい科学技術の創出が必要であり、また、科学技術立国として発展してきた我が国は、今後さらに先導性、獨創性を発揮し、国際社会に貢献していくことが期待されている。このため、これらを支える創造性豊かな理工系人材の養成が極めて重要である。

文部科学省においては、これまで、①理工系学部等にお

ける実験実習設備の高度化、②生産現場等におけるインターンシップの推進、③工学関係学部等におけるものづくりを中心に据えた実践的教育の推進、④学生の創造性を育成するための教育プログラムや産学連携による教育プログラムの開発などの推進を図ってきたところである。

平成一六年度からは、国立大学等の法人化により、これまで以上に各大学等の自主的・自立的な判断で教育研究活

動に取り組むことが可能となったところであり、今後、各大学等においては、法人化のメリットを十分活用し、理工系教育の充実など教育研究の活性化につながるような積極的な取組が期待されることである。

また、国公立を通じた競争原理に基づいて優れた取組

を選定し、重点的な財政的支援を行う「国公立を通じた大学教育改革の支援」を新たに創設し、産業界と連携した取組などについて、「特色ある大学教育等支援プログラム」事業の一つとして支援する予定である。

マルチメディアを活用した高等教育の推進

情報通信技術の急速な進展や政府のIT施策などに伴い、各高等教育機関においては、マルチメディア等情報通信技術を活用した教育方法の改善・充実が進んでいる。このような動きは、教育機会の拡充やグローバル化など、高等教育の一層の充実に資することが期待されることから、文部科学省では、高等教育におけるマルチメディアの活用のための取組を推進している。

平成一三年度から、インターネットを利用した授業を正

規の授業として位置付けており、通信制の大学については卒業に必要な一・二四単位全てを、また、通学制の大学についても最大六〇単位まで、インターネットを利用した授業により、単位の修得が可能となったところである。さらに、通信制の大学院については、修士課程に加えて、博士課程についても、平成一五年度より学生受入れを開始したところである。

平成一六年度予算においては、国公立を通じた競争原

理に基づいて優れた取組を選定し、重点的な財政的支援を行う「国公立を通じた大学教育改革の支援」を新たに創設し、「特色ある大学教育等支援プログラム」事業の一つとして、ITを活用した遠隔教育について支援する予定である。

また、国立大学については、法人化により、これまで以上に大学等の自主的・自立的な判断で教育研究活動に取り組むことが可能となったところであり、今後、各大学においては、法人化のメリットを十分活用し、メディアを利用した教育等に積極的に取り組み、授業内容の豊富化、高度化を図ることが期待される。私立大学についても、情報処理関係設備や学内LANなどの整備を引き続き推進することとしている。

なお、メディア教育開発センターについては、平成一六年四月に独立行政法人化し、高等教育におけるマルチメディアの活用を促進するための中核的機関として、多様なメディアを高度に利用して行う教育の内容、方法等の研究開発並びにその成果を踏まえ大学等における効果的、効率的な教育を可能とする先進的なIT（情報技術）を活用した教育に関する支援を行うほか、マルチメディアの教育利用

に関して、他の高等教育機関と共同で研究開発を行い、その成果を大学や高等専門学校などへ提供することとしている。

- (一) 医療人の育成について
- 医師・歯科医師については、人間性豊かで高度な臨床能力を持ち、患者中心の医療を實踐できる医療人の養成に大きな期待が寄せられている。現在、各大学において、
- ① 医学生・歯学生在が最低限学ぶべき内容を示した「モデル・コア・カリキュラム」に基づくカリキュラム改革
 - ② 臨床実習開始前に学生を客観的・総合的に評価するための大学間の共用試験の実施
 - ③ 診療参加型臨床実習の充実
- 等、積極的な教育改革が進められている。文部科学省では、これらの取組を支援するため教員の研修などを行っている。

さらに、患者を全人的に診ることができ基本的・総合的な診療能力の習得を目的として、平成一六年度より二年間の卒業後臨床研修が必修化（歯科医師については平成一八

年度から一年以上）される。これに伴い大学病院においては、専門医の養成に偏ることなく、総合的な診療能力の育成を目的とした研修プログラムの策定や、共同して臨床研修を実施することとなる病院や診療所等の地域医療機関との幅広い連携、研修医の指導を行う指導医の養成、などの諸準備が進められている。なお、大学病院で卒業後臨床研修を行う研修医は全体の約六割となっている。

看護師等の医療技術者については、資質の高い看護師等の養成や、教員・研究者の養成のために、看護等医療技術系大学・大学院の整備を進めるとともに、各大学がカリキュラムを弾力的に編成できるよう、養成施設の指定規則の大綱化を順次進めているところである。また、平成一五年七月から「看護学教育の在り方に関する検討会」を開催し、平成一六年三月に報告書が取りまとめられ、学士課程における看護学教育の到達目標等が提言された。本報告の提言

医療人の育成

を受け、各大学における看護学教育の更なる改善・充実に向けた取組が期待される。

(二) 薬学教育の改善・充実について

医薬分業の進展、医療技術の高度化などを背景に、医療の担い手としての薬剤師にはより高い資質が求められている。薬剤師養成のための薬学教育について、教養教育を充実しつつ、臨床現場において相当期間の実務実習を行うなど、実学としての医療薬学を十分に学習する必要がある、修業年限を六年に延長することが中央教育審議会の答申において提言された。なお、医薬品の研究や販売など多様な分野に進む人材の育成のために、四年の学部・学科も残すこととされている。これを受け、文部科学省としては、学校教育法の改正案を今国会に提出したところであり、法律が成立すると、平成一八年四月から新制度が導入される。

(三) 地域医療について

地域の医師不足とこれに起因するいわゆる名義貸しが社会的に大きな問題となっており、大学の医学部や大病院のあり方への関心が従来以上に高まっている。

地域の医師不足の問題については、厚生労働省、総務省と連携して、「地域医療に関する関係省庁連絡会議」を設

け、へき地を含む地域における医師確保対策やそのための医師養成のあり方などにつき検討を行い、平成一六年二月に当面の取組及び今後の検討課題についての取りまとめを行った。文部科学省関係では、大学から地域の医療機関へ医師を紹介する場合の手続きを明確化・透明化する取組や大学教育において地域医療の現状や課題等について認識を深めるための教育を充実させる取組、遠隔医療によるへき地医療支援などを行っていく。また、今後「地域枠」の設定も含む入学定員のあり方など、大学における医師養成のあり方について検討していくこととしている。

「名義貸し」については、医療機関が診療報酬を不正に請求するという違法行為に加担する重大な問題であり、二度とこのような事態が繰り返されることのないよう、関係者に対し関係法令等を周知徹底するなど、各大学において徹底した防止方策に取り組みよう要請したところである。

(四) 大病院における医療事故防止について

また、大病院において、医療事故を防止し、医療安全を確保することも重要な課題である。このため、国立大病院については、すべて①医療安全管理部など専ら事故防止を担当する部門を設置し専任のリスクマネージャーを配置するとともに、②病院間を相互に訪問して安全管理体制

の点検を行う相互チェックを実施している。

さらに、各国公私立大病院に対して、文部科学省から改めて医療事故の防止に全力を挙げて取り組むよう要請し

たところであり、今後とも医療安全に係る協議会、研修を通じて、大病院における医療安全体制の確保を進めることとしている。

日本学生支援機構の設立について

一 機構設立の経緯と目的

平成一三年一二月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」等を受け、平成一五年六月の通常国会において独立行政法人日本学生支援機構法が成立し、平成一六年四月に機構が設立されました。機構では、これまで国、日本育英会、留学生関係公益法人においてそれぞれ実施されていた日本人学生や外国人留学生等に対する各種支援策を総合的に実施し、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材を育成するとともに、国際相互理解の増進を図ることを目的としています。

二 機構の行う事業の概要

① 奨学金貸与事業

機構では、日本育英会の奨学金事業を引き続き実施し、日本人学生に対する奨学金の種類や貸与基準、貸与利率など制度の基本的な枠組みは、これまでと変わりません。また、すでに日本育英会と契約が行われている奨学金の貸与や返還に関する業務は機構が引き続き行います。

一方で、奨学金事業の一層の充実を図るため、平成一六年度からは次のような制度を導入しました。一点目は、大学院生に対する奨学金の新たな返還免除制

度の導入です。学生の大学院進学に対する意欲を高めるとともに、その勉学の励みとなるよう、これまでの教育・研究職についた者を対象とする免除職制度を廃止し、在学中に特に優れた業績をあげた大学院生を対象として、卒業時に返還を免除する制度を創設しました。

また、法科大学院の学生に対する奨学金の充実や、海外に留学する日本人学生への奨学金の貸与など、時代の要請に応じた改善を行いました。

二点目は、機関保証制度の導入です。この制度は、連帯保証人や保証人に代えて、一定の保証料を保証機関に支払うことにより、保証機関の保証を受ける制度です。これにより、学生は、自己の意志と責任によって奨学金の貸与を受けられることが可能となり、学生の利便性向上に資するとともに、学生の自立という観点からも意義があるものと考えられています。連帯保証人等の制度についても継続することとしており、機関保証制度とどちらを選択するかは、学生が自主的に判断することとなります。

この他、これまで日本育英会が実施してきた高校奨学金事業については、地方分権の推進等の観点から、平成一七年度以降に高等学校や専修学校の高等課程に入学する生徒を対象とするものから都道府県に移管することとしています。

平成一六年度予算においては、学生のニーズや社会的要請に応えられるよう事業の充実を図り、事業全体で一、〇三〇億円増（一七・八％増）の六、八二〇億円の事業費で、九万九千人増（一一・四％増）の九六万五千人の奨学生に奨学金を貸与する予定です。

② 留学生に対する支援事業

機構においては、これまで国や関係公益法人で個々に実施してきた留学生支援業務を総合的に実施するとともに、きめ細やかで充実した支援を行うこととしています。

具体的には、機構では、我が国の大学等に在籍する外国人留学生や海外に留学する日本人学生に対する奨学金の支給を行います。

また、機構では、全国一〇都道府県（北海道、宮城、東京、石川、京都、大阪、兵庫、広島、福岡、大分）に留学生宿舍を保有するとともに、これらの留学生宿舍を国際学生交流拠点として活用し、外国人留学生と日本人学生との交流をはじめ、地域住民や小中学生などが参加する多彩な交流事業を実施することとしています。

さらに、我が国や海外の留学に関する情報提供や相談業務を充実するとともに、留学希望者が我が国の大学等に円滑に入学できるよう、日本留学試験を国内外で広く実施す

ることとしています。また、国費留学生をはじめ、外国人留学生のための日本語予備教育を実施します。

この他、帰国後の外国人留学生に対するフォローアップ事業や、各大学等の留学生担当教職員に対する研修等を実施することとしています。

平成一六年度予算においては、これら奨学金支給の事業費を一〇七億円、その他の留学生支援事業として三三億円を計上しています。

③ その他の学生支援事業

機構では、上記のほか、学生相談や就職指導、インターンシップ、大学間の学生交流等について、大学等における学生支援業務の充実に関与し様々な情報を収集・整理し、大学や関係機関等に提供することとしています。併せて、大学や関係機関等に対する相談・助言やコーディネート、研修事業等も行うこととしており、平成一六年度予算においては、一億円を計上しています。

奨学金事業の充実

日本学生支援機構の奨学金事業

奨学金事業については、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与を行うことにより、教育の機会均等と人材育成を図ることを目的として、毎年その充実に努めてきている。

平成一六年度においては、学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金を希望する学生支援のため、奨学金の一層の充実を図ることとしている。

その内容として、無利子奨学金については、貸与人員の増員とともに、法科大学院の創設に対応した奨学金の充実等を図ることとしている。

奨 学 金 事 業 の 充 実

学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金を希望する学生支援のため、奨学金の更なる充実を図る。

日本学生支援機構の奨学金事業

平成16年度 貸与人員 96.5万人(9.9万人増)
事業費総額 6,820億円(1,030億円増)

(新たな取組内容)

①法科大学院の創設に対応した奨学金の充実(新規)

- ・貸与人員：無利子1,300人 有利子2,200人
- ・貸与月額：有利子貸与月額に4、7万円の増額貸与を新設(5,8,10,13,17,20万円から選択)

②入学時の需要に対応した奨学金(有利子による一時金)の充実

- ・貸与人員：5万人(有利子増額貸与人員)
- ・貸与月額：一時金30万円(入学時の無利子貸与及び有利子貸与の基本月額への増額)
- ※併せて貸与条件を緩和

③奨学金貸与制度(有利子)による海外留学の支援(新規)

- ・貸与人員：1,000人(学部、大学院)
- ・貸与月額：学部3,5,8,10万円、大学院5,8,10,13万円からの選択制(現行有利子月額)

区 分		無 利 子 貸 与 事 業	有 利 子 貸 与 事 業
貸 与 人 員		43.8万人(1.2万人増)	52.7万人(8.7万人増)
事 業 費		2,504億円(119億円増)	4,316億円(911億円増)
うち政府貸付金・財政融資資金		(政府貸付金) 990億円(40億円増)	(財政融資資金(総額760億円を含む)) 3,827億円(991億円増)
対 象 学 種		高校、大学・短大、高専、 大学院、専修学校	大学・短大、高専(4・5年生)、 大学院、専修学校(専門課程)
貸 与 月 額		定 額 (私立大学自宅外通学の場合) 6.3万円(前年度同額)	学 生 が 選 択 (大学の場合)3、5、8、10万円
貸 与 基 準	学 力	①高校成績が3.5以上 ②大学成績が学部内において 1/3以内	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学生 ③勉学意欲のある学生
	家 計	995万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】	1,341万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返 還 方 法		卒業後20年以内	卒業後20年以内(元利均等返還)
返 還 利 率		無 利 子	0.6%(上限3%) (在学中は無利子) (4月1日現在)

また、有利子奨学金については、貸与人員の増員とともに、法科大学院の創設に対応した奨学金の充実や入学時の需要に対応した奨学金(有利子による一時金)の充実、奨学金貸与制度(有利子)による海外留学の支援を図ることとしている。

これらの充実により、奨学金事業全体で、一、〇三〇億円増の六、八二〇億円の事業費で、九万九、〇〇〇人増の九六万五〇〇〇人の奨学生に奨学金を貸与することとしている。

更に、平成一六年度からは、次のような制度を導入することとしている。

一点目は、学生の大学院進学に対する意欲を高めるとともに、その勉学の励みとなるよう、在学中に特に優れた業績をあげた大学院生に対する卒業時の返還免除制度を新たに創設(従来の教育・研究職による返還免除制度からの転換)することとしている。

二点目は、学生の自立支援のため、学生の選択により、連帯保証人や保証人に代えて、一定の保証料を支払うことで保証機関の保証を受ける機関保証制度を導入することとしている。

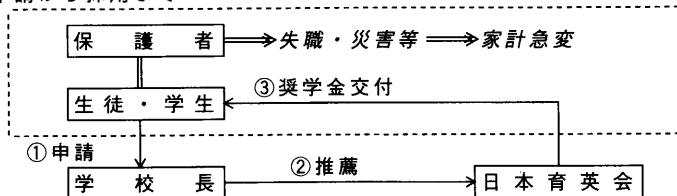
このほか、高校奨学金事業については、地方分権の推進等の観点から、平成一七年度以降に高等学校や専修学校の

高等課程に入学する生徒を対象とするものから都道府県に移管(平成一六年度までの入学者については、卒業まで機構で実施)することとしている。

平成16年度緊急採用奨学金制度の概要

- 趣 旨 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた生徒・学生に対応するために平成11年度に創設。
- 対象学種 高校、大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）の生徒・学生
- 学力基準 勉学意欲がある者
- 家計基準 家計急変（失職、災害等）後の所得見込額
- 採用時期 随時
- 貸与予定人員 1万人（前年度同数）
- 予算規模 40億円（前年度比9億円増）

申請から採用まで



貸与月額（無利子奨学金と同額）

区 分		自 宅	自 宅 外
高 等 学 校	国 公 立	18,000円	23,000円
	私 立	30,000	35,000
大 学	国 公 立	44,000	50,000
	私 立 大	53,000	63,000
	私 立 短 大	52,000	59,000
大 学 院	修 士 課 程	87,000	
	博 士 課 程	121,000	
高 等 専 門 学 校	国 公 立	21,000	22,500
	私 立	32,000	35,000
専 修 学 校	高 等 課 程	国 公 立	18,000
		私 立	30,000
	専 門 課 程	国 公 立	44,000
		私 立	52,000
		23,000	35,000
		50,000	59,000

日本学生支援機構奨学金貸与月額（平成16年度）

① 無利子貸与（第一種奨学金）

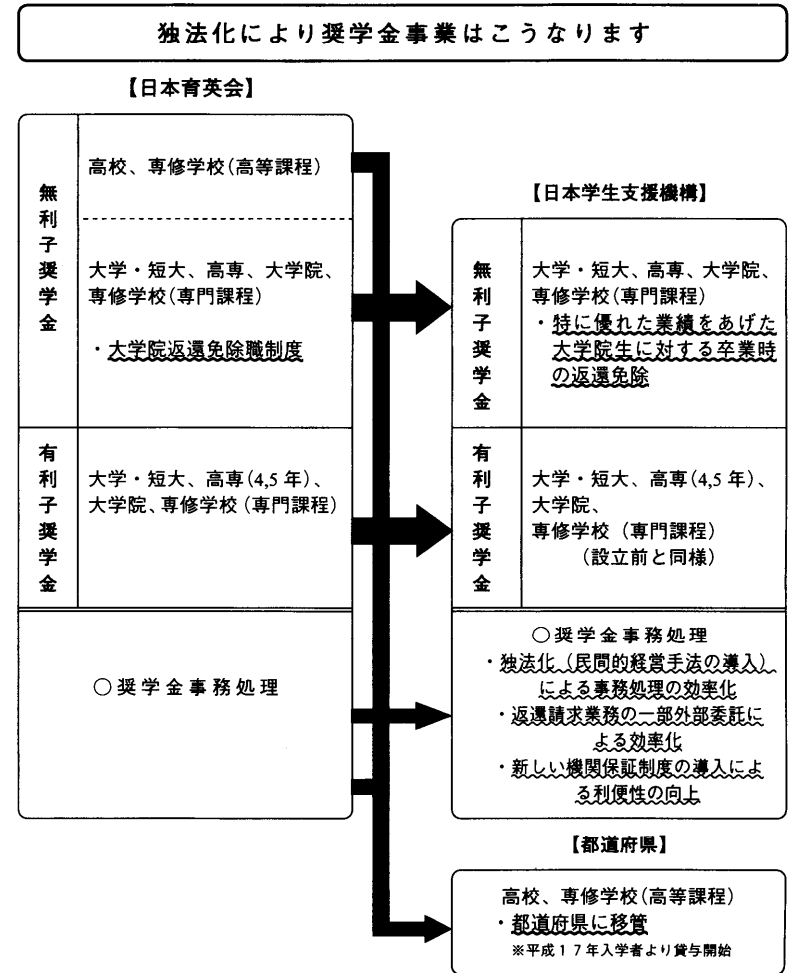
区 分		自 宅	自 宅 外
高 等 学 校	国 公 立	18,000	23,000
	私 立	30,000	35,000
大 学	国 公 立	44,000	50,000
	私 立 大	53,000	63,000
	私 立 短 大 通信教育	52,000	59,000
		87,000	
大 学 院	修 士 課 程	87,000	
	博 士 課 程	121,000	
高 等 専 門 学 校	国 公 立	21,000	22,500
	私 立	32,000	35,000
専 修 学 校	高 等 課 程	国 公 立	18,000
		私 立	30,000
	専 門 課 程	国 公 立	44,000
		私 立	52,000
		23,000	35,000
		50,000	59,000

・入学時の需要に対応した奨学金（入学直後の貸与月額に有利子で30万円を増額可能）

② 有利子貸与（第二種奨学金）

区 分	貸 与 月 額
大学・短期大学・高等専門学校 （4・5年生）・専修学校専門課程	30,000円
	50,000
	80,000
	100,000
} 学生が選択	
大学院修士課程・博士課程	50,000円
	80,000
	100,000
	130,000
} 学生が選択	

- 法科大学院は4万円、7万円増額可能（17万円、20万円の貸与月額設定）
- 私立大学の医・歯学課程は4万円、薬・獣医学課程は2万円増額可能
- 入学時の需要に対応した奨学金（入学直後の貸与月額に有利子で30万円を増額可能）



※日本育英会の都道府県支部は廃止
 ※高校奨学金の地方移管(平成17年度入学者より)に際しては、都道府県において、従来の日本育英会高校奨学金の貸与水準を維持することを可能とする観点から、所要の財政措置を実施。なお、平成16年度入学者については、日本学生支援機構において貸与。

留学生交流の推進

一 留学生交流施策の最近の動向

留学生交流は、我が国と諸外国相互の教育・研究の国際化を促し、国際理解の推進と国際協調の精神の醸成に寄与するとともに、開発途上国の発展基盤となる人材の育成に貢献する等、我が国の「知的国際貢献」として最も重要な国策の一つとして位置づけられている。

文部科学省では、二一世紀初頭における一〇万人の留学生受入れを目指す「留学生受入れ一〇万人計画」に基づき、渡日前から帰国後まで体系的な留学生受入れのための施策を総合的に推進してきた。

平成一五年五月一日現在、我が国の留学生受入れ数は対前年比一四・六%の増加の約一一人に上り、「留学生受入れ一〇万人計画」が達成された。また、平成一四年一

月に中央教育審議会大学分科会に留学生部会(部会長・木村孟大学評価・学位授与機構長)を設置し、新たな留学生政策のあり方について審議を行い、平成一五年一二月には中央教育審議会としての答申を取りまとめた。

答申においては、新たな留学生政策の基本的方向として、①受入れ中心から相互交流という面を重視した日本人の海外留学の推進、②留学生の受入れ体制の充実と質の確保、③日本学生支援機構の設立などによる支援体制の強化などが必要であるとしている。

また、具体的な施策として、国として①海外の大学などにおいて学位取得が可能な日本人学生の長期留学制度や貸与制奨学金制度の創設、②海外における情報提供・相談機能の強化のための拠点の充実など提言されるとともに、各大学において、質の確保の観点から、①明確な留学生受入れ・派遣方針の策定、②留学生の在籍管理の徹底など提言

されている。
今後、中央教育審議会における答申を踏まえつつ、留学生交流の拡大と留学生の質の向上を目指して、留学生交流施策の充実を努めていく。

なお、留学生交流の推進状況については文部科学省ホームページに掲載されている (<http://www.mext.go.jp>)。

二 平成一六年度における対応

具体的には、日本人の海外留学支援の充実、大学等における留学生受入れ体制の質的充実及び留学生の質の確保に留意しつつ、留学生相互交流(受入・派遣)の推進、私費留学生等への援助、国費留学生受入れの整備、留学生に対する教育・研究指導の充実など施策を推進している。

また、平成一六年度においては、留学生等の受入れ・派遣に対する支援人数を一、六二三人増やすとともに、新たに、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材を育成するため、世界の最先端の教育研究活動を行っている海外の大学等に日本人学生等を派遣し、学位取得を可能とした「長期留学生派遣制度」を創設することとしている。

学生の就職について

一 平成一六年度における大学等卒業予定者の就職・採用活動

平成一六年度における学生の就職採用活動については、平成一五年度の就職・採用活動を踏まえ、大学側(国公立大学等で構成される就職問題懇談会)と企業側(日本経団連)による「就職採用情報交換連絡会議」において協議が行われた結果、大学側が「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について」の申合せを行い、企業側が「新規学卒者の採用選考に関する企業の倫理憲章」を定め、双方がこれを尊重しあい、相互に十分周知するという形で実施されることとなった。

なお、平成一六年度の「申合せ」と「倫理憲章」については、依然として就職・採用活動の早期化が進むなどによ

り、授業への支障等、学校教育への影響が生じていることが指摘されており、今後の就職・採用活動が秩序ある形で行われるよう、平成一五年一〇月二二日に大学側と企業側とが合意し、双方に周知を行った。

(一) 大学側団体(就職問題懇談会)の「申合せ」

平成一六年度の大学側の「申合せ」は、①就職・採用活動の早期化への対応について、卒業学年当初及びそれ以前は、学内及び学外で企業が実施する採用選考のために大学等の会場提供や協力を行わないこと、②正式内定日は一〇月一日以降とし、正式内定に至るまでの間、複数の内々定の状態が継続しないよう学生を指導すること、③本人の資質、能力に関係のない形式的理由による差別を受けることのないよう、企業に対して、就職差別につながる恐れのある会社指定書類、戸籍謄本等の提出を求めないよう要請す

ること、④採用活動に際して、男女雇用機会均等法等の趣旨に則って、女子学生が男子学生と均等な機会が与えられるよう企業側に要請すること、⑤学生の職業観や勤労観を涵養するために、大学等において正課教育としてキャリア教育やインターンシップの推進に努めること、等の内容となっている。

(二) 企業側団体（日本経団連）の「倫理憲章」

企業側が定めた「倫理憲章」は、①採用選考活動は大学の学事日程を尊重し、正常な学校教育と学習環境の確保に務めること、②採用選考活動早期開始は自粛し、卒業学年に達しない学生に対して面接など実質的な選考活動を行うことは厳に慎むこと、③学生の自由な就職活動を妨げる行為や、男女雇用機会均等法の精神に反する採用選考活動は行わないこと、④正式内定日は一〇月一日以降とすること、等の内容となっている。

(三) 大学側団体（就職問題懇談会）から各企業等採用担当責任者への要請

大学側から今年度の状況を踏まえ、別途企業側に対し、
 における学修の成果を十分踏まえた採用を更に進めるよう要請を行っている。
 また、各大学に対しては、教育内容や方法の改善を進め、

国際協力・交流の推進

一 国際教育協力体制の整備

国際社会が途上国に対する教育分野での支援を強化する世界的な潮流が生まれている中、文部科学省では、我が国の開発協力を一層推進するため、以下の施策を重点的に展開している。

①初等中等教育分野等の協力強化のための「拠点システム」

国際教育協力に実績のある広島大学及び筑波大学を中核

①採用選考活動を早期に開始しないこと、②採用情報の公平・公正な公開等就職の機会均等の一層の改善を行うこと、③一〇月一日以前に誓約書等の提出による学生の拘束を行わないこと、等を内容とする「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職に関する要請」を行った。

二 学生の就職に対する文部科学省の対応

文部科学省・厚生労働省が共同で調査を行っている就職内定状況によると、今春卒業した学生の二月一日時点での就職内定率（就職希望者に対する内定者の割合）は、前年同期に比べ、大学は一・四％減の八二・一％、短期大学は二・一％減の六八・五％となり、前年を下回る結果となっており、依然として厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、各大学の就職指導担当者と企業の採用担当責任者の参加を得て、「全国就職指導ガイダンス」を開催し、学生の就職機会の拡充について直接要請するとともに、各経済団体との懇談の機会を通じて、学生の雇用枠の拡充について格段の配慮をお願いし、併せて、早期の採用活動を自粛し、学生の大学等

学生の職業観や勤労観の涵養に努めるとともに、学生一人一人に応じたきめ細かな就職指導の実施や、就職指導体制の改善充実を図るよう呼びかけを行っている。

に、我が国が豊富な協力経験を有する理数科教育や教員研修等の分野について、これまでの協力経験を整理・蓄積し、教育協力に共通して活用できる協力モデルの開発や現職教員への伝達を行う等の情報提供を引き続き推進していく。

また、国際協力に活用した経験は浅いがその活用による教育協力が有効と考えられる幼児教育、環境教育等の分野について、分野別に大学等の有識者によるグループを形成し、我が国における教育経験の整理と、それらに関する途上国のニーズの分析・研究を引き続き行っていく。

これらの協力経験や協力モデルを、電子アーカイブを通

じて自由に閲覧できるように環境整備を進めていく。

② 大学における国際開発協力を促進するための「国際開発協力サポート・センター」

大学による、特に契約に基づく国際開発協力を推進するために、大学等の協力事例の収集や各種セミナーの実施、また、「国際開発協力のための大学等のデータベース」の構築等に取り組み、内外の援助機関等との関係構築、データベースの充実、各種の相談、助言等の活動をさらに推進することとしている。

③ 紛争終結後の国の教育復興支援

紛争終結後の国づくりにおいて、教育が果たすべき役割は重要である。

特に、アフガニスタンについては、女子教育の復興のための研修をJICA（国際協力機構）協力の枠組みにより我が国の大学が中心となって実施するほか、高等教育の再建・復興を図るため、研究者、留学生を受け入れるなど、我が国の大学も積極的に取り組んでいく。

また、イラクに対しては、この地域の教育事情に精通し

ているユネスコ（国際連合教育科学文化機関）等国際機関と連携を図りつつ、今後、現地の情勢を踏まえた支援を行うこととしている。

二 二国間交流の推進

教育の交流については、文化協定等に基づき、二国間交流を推進している。

例えば、日米間においては、日米教育交流計画（フルブライト計画）により、学生・研究者等の交流のための分担金を拠出しているほか、平成八年の日米両国首脳の合意「日米国民交流」の推進のための包括的取組の一環として、米国教員等の我が国への招へい、招へい米国教員等を受入れた地方自治体の教員等の米国への訪問などを内容とする「フルブライト・メモリアル・プログラム」に対し、必要な拠出等を行っている。さらに同プログラムの一環として、今年度より、これまでの教員交流等を踏まえ、理科教育の向上を目的としたセミナー、サマーキャンプを内容とする「日米理科教育ネットワーク・プログラム」を実施する。

二 国間における国民間の相互理解を増進するため、初等中等教育レベルの教職員及び学者・専門家等の交流を柱とする「新世紀国際教育交流プロジェクト」を実施し、教職員の資質向上や教育分野等における二国間の連携協力の強化を図る。

三 国際機関を通じた協力

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は、教育・科学・文化の分野における国際協力の促進を通じて平和に貢献することを目的とする国連専門機関である。

我が国は、学生・教員等の交流事業への協力、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の教育分野への協力、国際的な共同研究や学際的なプロジェクトへの参加、世界遺産をはじめとする文化遺産の保存協力等、ユネスコの諸事業に信託基金の拠出や専門家の派遣等を通じて積極的に参加している。

OECD（経済協力開発機構）では、PISA（生徒の学習到達度調査）をはじめ、各種の比較分析及び調査・研

究などの教育事業活動が行われており、日本からも参加・協力を行っているところである。

高等教育分野においては、OECD/CERI（教育研究革新センター）にて、国際的な大学の質保証に関する調査研究が進められており、高等教育における国際的な質の保証とアクレディテーションに関する国際研究プロジェクトに専門家を派遣する等協力している。なお、当該国際研究プロジェクトを基に、今後、ユネスコ・OECDが協力して、国境を超えて提供される高等教育の質保証のため非拘束的なガイドラインを作成するような動きへと発展しており、本活動にも積極的に参加していく予定である。また、同じくCERIの事業「大学の将来像」では、社会の急速な変化に対応すべく長期的に高等教育のあり方について研究が進められており、平成一五年一二月には同テーマの下OECD/Japanセミナーを開催したところである。

この他に、国連大学及び国連大学高等研究所の事業に対する支援・協力、APEC（アジア・太平洋経済協力）の教育・科学分野での調査・研究事業への参加・協力、ASEM（アジア欧州会合）との協力・交流などを行っている。

大学等における生涯学習の振興施策

「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会を構築するためには、高度で体系的かつ継続的な学習機会の提供者として、大学等の高等教育機関が重要な役割を果たすことが期待されている。

特に近年、技術革新の進展や産業構造の変化に伴い、職業人が大学院など高等教育機関において継続的に教育を受け、生涯にわたり最新かつ高度の知識・技術を修得することが重要になっている。

また、生涯学習社会が進展する中、このような教育を推進することは、大学等の社会的責務であるとともに、教育研究の多様化・活性化など高等教育の改革を進める上でも重要な課題となっている。

一 大学等開放推進事業

大学等公開講座は、大学等の持つ総合的、専門的教育研究の機能を広く社会に開放し、生活上、職業上の知識、技術及び一般教養を身に付ける学習の機会を提供するものであり、地域における生涯学習の機会の一つとして極めて意義のあるものとして実施されている。

近年の社会情勢の変化、技術革新の進展や労働者の就業意識・就業形態の多様化等に伴い、生涯学習ニーズもより高度化、多様化してきている。

このため、文部科学省では、平成一六年度から、社会のニーズに沿った講座や子どもたち向けの体験活動講座の提供など大学等の開放の推進を図るための「大学等開放推進事業」を実施する。

本事業では、公開講座に関する地域ニーズ等調査の手法や調査結果の活用方法、他機関（行政機関、民間団体等）との連携方策、公開講座に対する評価方法等について調査研究するとともに、高度化、多様化した人々の学習ニーズに対応した先進的な講座を開設するための実証的な調査研究を実施することとしている。

【参考：公開講座実施状況】

平成一四年度 国公立大学 一八、六六九講座
受講生八九三、四三九人（文部科学省調べ）

二 地域社会人キャリアアップ推進事業

依然として我が国の経済・雇用情勢は厳しい状況にあるため、雇用の拡大に向けた取組は引き続き重要な課題であり、経済活性化を支える、一人一人の基礎的能力を引き上げるとともに、専門性のある人材を育成することが重要である。

このため、文部科学省としては、キャリアアップを目指す社会人の受入れ体制を緊急に整備し、社会・雇用の変化に対応できる人材の育成を図るため、「社会人キャリア

アップ推進プラン」として、大学、大学院や専修学校等の高等教育機関と産業界、行政機関が一体となり、地域の実情に応じた教育プログラムの開発や講座の提供等を実施している。

なかでも、平成一四年度から実施している「地域社会人キャリアアップ推進事業」では、高度な人材育成を図るため、大学等が都道府県、雇用・能力開発機構等と連携し、大学等の有する高度な教育機能、公民館等有する学習者に対しての場所の利便性及び雇用・能力開発機構が有する確かな地域や企業の雇用ニーズ情報などを集約して講座の提供を行うこととしている。

【参考：参画大学等】

平成一五年度 東北福祉大学、宇都宮大学、横浜国立大学、近畿大学工業高等専門学校、熊本学園大学等

三 放送大学の充実・整備

放送大学は、テレビ・ラジオを中心とする多様なメディアを効果的に活用して、大学教育の機会を幅広く国民に提供することを目的としており、平成一五年度第二学

期現在、学部（約八万八千人）、大学院（約一万二千人）あわせて約一〇万人の学生が在籍している。

こうした現状を踏まえ、全国に設置している「学習センター」の整備など、平成一六年度においても引き続き学習支援体制の一層の充実に努めることとしている。

また、厚生労働省が開設を進めている准看護師が看護師資格を取得するための「看護師学校養成所二年課程（通信制）」の修了に必要な科目の一部を提供する「リフ

レッシュ教育コース」を新設するなど、カリキュラムの充実を行うこととしている。

大学院においても、受講者の便宜を図るため一年間在籍できる「修士選科生制度」を新たに創設し、平成一七年度第一学期からの学生受入れに向け諸準備を進めるなど、学習者がより学習しやすい環境を整備することとしている。

教育、文化及びスポーツの振興による地域づくり支援

平成一五年一〇月に地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、内閣に地域再生本部が設置される等、地域再生が政治上の大きな課題のひとつとして挙がっております。このような中で、これまで以上に各分野の知恵を集結し、様々な行政手法を

駆使した創意工夫による新しい地域支援の在り方を模索し、対応していくことが必要となっております。

このため、文部科学省においては、教育、文化及びスポーツの振興による地域づくりを推進するため、平成一六年一月に新たに「地域づくり支援室」を設置しました。当室

においては、人づくりを通じた地域づくりのための新たな支援策の企画・立案、地方公共団体等からの相談への対応や要望等の把握、専門家の派遣、関係機関との仲介支援、取組の全国への普及等の実施により、地域づくりに関する施策の充実に努めることとしています。

【支援室の主な業務】

一 新たな地域づくりのために外部の専門家の協力による新たな地域づくり施策の企画・立案

○教育、文化及びスポーツの振興による地域づくりを推進するため、外部の地域づくりの専門家との共同により、新たな方策について企画・検討し、積極的に地方公共団体に提案します。

二 望む情報を素早く情報の共有及び発信機能の強化

○文部科学省の教育関連事業を分かりやすく地方公共団体等に提供するなど、相談窓口でのレファレンス機能の充実・強化を図り、相談者に対して機動的に対応します。

○小・中・高等学校、大学、関係機関、施設、民間教育事業者や教育、文化、スポーツ支援を含む社会貢献活動に熱心な企業、NPOに関する情報を収集し、積極的に提供します。

【支援体制】

「地域づくり支援室」は、文部科学省の生涯学習政策局を中心に、初等中等教育局、高等教育局、スポーツ・青少年局、文化庁の職員による省内横断的な組織で運営されています。また、科学技術・学術の分野については、地域科学技術振興の担当窓口である地域科学技術振興室（科学技術・学術政策局）との連携・協力を図りながら進めています。

さらに、新たな施策の企画・立案、相談への指導・助言等のため、地域づくりに関する学識経験者やNPO代表者などの外部の専門家（地域づくり支援アドバイザー）の協力を得て運営していきます。



地域づくり支援室ポスター

地域づくり支援室は、教育、文化、スポーツを通じた魅力と特色あるまちづくりを積極的に応援していきますので、是非、お気軽に御連絡、御来訪ください。

【連絡先】

文部科学省「地域づくり支援室」(生涯学習政策局)

住所：〒100-8959 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 文部科学省3階

電話：03-5253-4111 (内線：3278, 3279)

直通：03-6734-3279

FAX：03-6734-3280

三 開かれた相談体制―総合的な相談窓口の設置―

○文部科学省に、いつでも気軽に市町村等の職員が直接相談や要望等ができる窓口(「気軽に相談室」、ホットライン)を設置しています。

○外部の専門家の意見を地域づくりに反映させたり、市町村の実情に通じた研修生や各局(教育・文化・スポーツ)担当職員による地域のニーズに合わせた支援・助言を行います。

四 人と人をつなぐ―子どもが安心してすごせ、人が行き交う地域づくりを支援―

○「子どもの居場所づくり新プラン」と連携するとともに、にぎわいのある地域づくりのための小・中・高等学校、大学、関係機関、施設、民間教育事業者、NPO等とのパートナーシップ(協働)づくりを支援します。

○地域づくりに実績のあるNPOやボランティア等の人材の紹介、派遣への積極的な協力を行います。

五 地域の魅力を全国へ―地域づくりへの取組の普及、奨励、広報―

○地域の特色ある事業を全国に幅広く紹介するなど、地域づくりの情報発信を積極的に支援します。

生涯学習まちづくりモデル支援事業

文部科学省では、平成一四年度から地域における個性と魅力あるまちづくりを推進するため、市町村と大学等の高等教育機関が組織的に連携し、大学等の人的・知的・物的資源を最大限活用しながら、地域住民の学習成果や能力を生かしたまちづくりを目指す市町村等の団体を公募選定の上で支援している。

本事業では、大学等にまちづくりの企画段階から参画してもらい、地域のNPO等の関係団体と連携協力しながら事業実施主体である実行委員会を組織し、まちづくりの取組のモデルとなる事業を実施しているところである。

地域において生涯学習が盛んになるにつれて、人や社会との繋がりを通じてより深い喜びや充足感を得るため、単に学ぶばかりではなく、学んで得た知識や技術等を地域社会の発展や地域の人々のために活用したい人々が増加し、これまでの「いつでも、どこでも、だれでも」学べる生涯

学習の機会整備のための「生涯学習のためのまちづくり」から、地域住民の学習成果をまちづくりに生かしていく「生涯学習によるまちづくり」の仕組みを構築していくことが重要となっている。

また、このような地域住民の学習成果や能力を生かしたまちづくりを推進していくためには、地域の問題解決や活性化を図るためのコンセプトや魅力ある実践のアイデア、推進する住民のリーダーや日常的に活動に携わることが出来る支援者、地域住民のまちづくりに資する更なる高度な学習機会の場などの基盤整備が不可欠であり、教官・学生・施設等の人的・知的・物的資源を豊富に有する大学等の地域貢献への取組が大いに期待されているところである。

専修学校教育の充実

一 専修学校の役割と現状

専修学校は、社会の要請に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として、昭和五十一年に制度が発足して以来、着実に発展してきており、平成一五年五月現在、学校数は三、四三九校、生徒数は約七九万人に達している。専修学校は、入学資格の違いにより、高等学校卒業程度を入学資格とする専門課程（専門学校）、中学校卒業程度を入学資格とする高等課程（高等専修学校）及び入学資格を問わない一般課程の三つの課程に分かれている。特に専門学校への進学率（浪人を含む）は、一五年五月現在、二三・一％（大学四一・三％、短大七・七％）であり、また、在学生数は約六九万人に及んでおり、高等教育機関としての一翼を担うとともに、高等教育の多様

二 専修学校教育の振興のための制度改正

化・個性化を図る上でも重要な役割を果たしている。

このような専修学校の重要性にかんがみ、これまで様々な制度改正が行われている。

平成七年一月には、専修学校における学習成果を適切に評価し、その修了者の社会的評価の向上と生涯学習の振興に資することを目的として、修業年限が二年以上で総授業時数が一、七〇〇時間以上の要件を満たす専門学校の修了者に対して「専門士」の称号を付与できることとした。さらに、九年七月には、専門士の称号を付与された外国人留学生については、卒業後も一定の要件を満たせば、日本国内で就労することが認められた。

平成一一年度からは、修業年限が一年以上で総授業時数

が一、七〇〇時間以上の専門学校の修了者は、大学への編入学が可能となっている。一五年度には一、八〇七人が大学に編入学しており、制度の着実な普及が図られている。

また、平成一一年六月の生涯学習審議会答申を踏まえ、同年一〇月には専修学校設置基準が改正された。主な改正点は、①高等課程及び専門課程において、在学中や入学前における他の大学・短大・専修学校等の履修認定制度を拡大したこと、②多様なメディアを高度に利用した授業（遠隔授業）を授業方法として位置づけたことであり、制度の弾力化が図られた。

さらに、平成一四年度からは、教育活動の透明性を高め、教育内容の更なる向上を図るため、専修学校における自己点検・評価を努力義務としたところである。

三 専修学校関係予算

平成一六年度から新たに、正規雇用を目指しながらそれが得られないフリーター等（フリーター・若年失業者・無業者等）の能力向上のため、産業界との連携・協力により専修学校を活用した短期教育プログラムの開発や、学びな

がら働く人のための就業を組み込んだカリキュラムの編成等の先導的モデルの開発、導入及び職業観を醸成するための多様なサービスを行うなど、フリーター等が職を獲得する上で必要となる知識・技術に関する教育を提供し、雇用の機会を拡大を図る「専修学校を活用した若者の自立・挑戦支援事業」を実施する。具体的には、①IT、福祉等の分野でより高度な知識を習得したいフリーター等に対する企業等のニーズを踏まえた短期教育プログラムの研究開発、②学びながら働く人のための就業を組み込んだカリキュラムの編成等についての先導的モデルの開発、導入（厚生労働省と連携のもと、専修学校等への実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）の導入を促進）を行うこととしている。

また、社会が求める即戦力となる人材の養成を図るため、緊急に対応すべき課題に迅速に応えるための新しい教育方法等の研究開発を行う「専修学校先進的教育研究開発事業」、地域の実情に応じた社会人の職業能力の開発機会を拡大し、キャリアアップを目指す社会人の受入れ体制を整備するため、キャリアアップの先導的なプログラム開発を推進する「専修学校社会人キャリアアップ教育推進事業」

や、IT関連分野に即応したグローバルな視野を有するスペシャリストの育成を図るための教育プログラムの研究開発等を行う「専修学校ITフロンティア教育推進事業」を引き続き行うこととしている。

このほか、科学技術の高度化や情報化などに対応した専門性の高い知識、技術の習得が実施できるよう、教育内容

学術研究の振興

大学等を中心に行われる学術研究は、人文・社会科学から自然科学までのあらゆる学問分野において、研究者の自由な発想と研究意欲を源泉として真理の探究を目指す知的創造活動である。また、学術研究の成果は、人類の知的共有財産としてそれ自体優れた文化的価値を持っていると同時に、その応用や技術化を通じて国民生活を豊かにするなど、社会・経済の発展にも大きく貢献している。したがっ

の充実を目指す専門学校に対する大型教育装置や情報処理関係の整備費補助、修学援助のための日本学生支援機構奨学金事業の充実、また財団法人専修学校教育振興会が実施する教員研修事業に対する補助等の施策等を実施し、専修学校教育の一層の振興を図ることとしている。

て国が中心となって学術研究の振興に努めることが必要である。

平成一三年三月に閣議決定された、第二期の「科学技術基本計画」においては、国家的・社会的課題に対応した研究開発の重点化と並んで、研究者の自由な発想による基礎研究を一層重視し、幅広く着実に、かつ持続的に推進することとされている。

文部科学省では、これからの学術研究が目指すべき方向として、「世界最高水準の研究の推進」、「二一世紀の新しい学問の創造」及び「社会への貢献」という三つの目標を掲げ、科学技術・学術審議会における審議や「科学技術基本計画」等を踏まえ、①研究者の自主性の尊重、②人文・社会科学から自然科学までのすべての学問分野における発展、③教育と研究の一体的な推進という基本方針の下に、我が国の学術研究基盤の計画的・重点的整備と、世界に開かれた学術研究体制の整備を目指して、学術研究の総合的な推進のために以下の施策に積極的に取り組んでいくこととしている。

一 独創的・先端的基礎研究の推進

我が国から世界最高水準の研究成果が創出されるなど、新しい知の創造を通じて世界に貢献するとともに、新分野の開拓等により我が国の将来の発展につながる技術革新の芽を育てるためには、まず、幅広い分野にわたって研究者の自由な発想に基づく独創的・先端的な基礎研究を推進することが重要である。このため、大学共同利用機関法人や国立大学法人の附置研究所・研究施設などにおいては、全

国の研究者が結集して大型装置等の共同利用・共同研究を行う体制のもと、審議会等における事前評価・中間評価等の適切な評価に基づき、天文学研究、加速器科学研究、ニュートリノ研究、地球環境学研究などの特色ある基礎研究が推進されている。

①アルマ(アタカマ大型ミリ波サブミリ波干渉計システム)計画(国立天文台)

日米欧の国際協力により、銀河や惑星等の形成過程を解明することを目的に、口径一二m(六八台)及び口径七m(二二六台)の電波望遠鏡等の建設・運用を行う。

②大強度陽子加速器計画(高エネルギー加速器研究機構)

日本原子力研究所と共同で、世界最高レベルのビーム強度を持った「大強度陽子加速器」を建設し、広範な研究分野の展開を目指す。

③ニュートリノ研究(東京大学宇宙線研究所)

ニュートリノの質量の有無を精密検証するため、スーパーカミオカンデ(岐阜県神岡町)により、「大気及び人工

ニュートリノ研究」に係る観測・実験を推進する。

④総合地球環境学研究所プロジェクト(総合地球環境学研究所)

既存の学問分野の枠組みを超えた総合的視点に立つ地球環境学の構築を目指し、人文・社会科学から自然科学までの幅広い学問分野を総合化する研究プロジェクトを推進する。等

二 科学研究費補助金の拡充と制度改革

科学研究費補助金は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」である。「第二期科学技術基本計画」においては、「本計画期間中に競争的資金の倍増を目指す」こととしており、科学研究費補助金についても毎年度予算の拡充を図り、平成一六年度は一、八三〇億円(対前年度比六五億円(三・七%)増)を措置する。その主な内容は次のとおりである。

①独創的、先駆的研究を重点的に推進するための「特別推進研究」、「基盤研究(S)」等の拡充

②若手研究者の育成の充実を図るための「若手研究」の拡充

③競争的資金をより効果的・効率的に活用するための「間接経費」の拡充

④全ての研究者からの応募を認めている「奨励研究」の対前年度三倍増の拡充

また、昨年六月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三」に基づき、民間も含め学術の振興に寄与する研究を行う全ての研究者が応募できるようにするなど、科学研究費補助金制度の改正も進めている。

三 ポストドクター等に対する支援

ポストドクター等の時期は、様々な指導者の下で経験を積む、自らに最も適した研究環境を探す、研究の幅を広げたり新たな分野にチャレンジするなど、主体性や創造性の涵養といった観点から、研究者を養成する上で重要な時期

である。

第二期科学技術基本計画では、「若手研究者の自立性向上に向けて、今後は、研究指導者が明確な責任を負うことができるよう研究費でポストドクターを確保する機会の拡充や、優秀な博士課程学生への支援充実等を図り、ポストドクター制度等の質的充実を図る」とされている。

ポストドクター等の若手研究者に対する支援については、独立行政法人日本学術振興会において、優れた研究能力を有するポストドクター等が主体的に研究に専念できるよう支援する特別研究員事業を推進している。また、科学研究費補助金等の競争的資金による研究や、大学や大学共同利用機関が行う研究プロジェクトにおいて、研究の遂行上必要となる研究支援者としてポストドクター等を参画させ資質向上を図るなど、ポストドクター等に対する各種の取組を推進している。

なお、科学技術・学術審議会人材委員会においては、平成一五年六月、第二次提言「国際競争力向上のための研究人材の養成・確保を目指して」において、多様性を育む創造的・競争的環境の醸成、若手研究者の能力発揮等についての提言がなされたところであり、今後多様な人材が能力

を發揮でき、研究に専念できる環境の実現に向けて、各大学等における積極的な取組が期待される。

四 研究基盤の整備

我が国の将来の社会・経済の発展を支える独創的・先進的な学術研究の推進を図り、科学技術創造立国として、質の高い知的財産の形成、新たな研究開発等を推進するため、研究基盤の整備が不可欠である。

このため、最先端の大型研究設備や基盤的な研究整備の充実を図り、研究者が最新の研究設備によって研究を実施し得るよう研究環境の高度化を推進するとともに、平成一六年度からは、新たに将来の研究開発活動に資する先端計測分析技術・機器の開発を産学官の連携により推進する事業を開始する。

さらに、独創的・先端的な優れた学術研究を生み出すため、大学等の研究者が必要とする学術情報を迅速・的確に流通させる学術情報基盤の整備を図ることが重要であり、情報処理関係施設の整備、学術情報ネットワークの整備を推進するとともに、研究情報の収集・発信体制の強化など

を積極的に推進している。

五 学術研究の社会的協力・連携の推進

科学技術創造立国を目指す我が国が、より豊かで潤いのある社会を実現し、国際社会に貢献していくためには、新たな知見や技術を生み出し、新たな産業の創出につなげていくことが必要である。特に、我が国の研究資源の多くが集中し、高い研究水準と潜在的な能力を有する大学に対しては、社会の各方面から多様な期待と要請の声がこれまでになく寄せられている。

加えて、大学が社会との交流を活発にすることは、教育研究の活性化や独創的な学術研究の萌芽の発見・展開につながるなど、大学にとっても大きな意義を有する。

これらを背景に、大学等と産業界との連携は、近年、飛躍的に増大している（表参照）。

また、大学の研究成果の社会への円滑な移転を進めるため、特許等を中心とした新しい技術移転システムの構築を目指し、「大学等技術移転促進法」が平成一〇年八月に施行された。同法に基づき、大学等と産業界とのリエゾン機

能を果たす「技術移転機関（TLO）」を本年四月一日現在、三六機関を承認している。

平成一六年度においては、

・平成一五年度より開始した大学における知的財産の創出・保護・活用を戦略的に実施するための大学的財産本部整備事業（四三件（うち九件は一部支援）の充実・強化

・国立大学の法人化（平成一六年四月）を契機として、大学等の研究成果の知的財産の取扱いが機関帰属原則に転換されることに伴

表 国立大学等の産学連携基礎データ（10年前との比較）

区 分	平成4年度	平成14年度※	伸び率
共同研究	件数 1,241件 研究員 1,398人	件数 6,767件 研究員 2,821人	5.5倍 2.0倍
受託研究	53.3億円	406.2億円	7.6倍
奨学寄附金	501億円	579億円	1.2倍
寄附講座・寄附研究部門	20大学（44寄附講座・ 15寄附研究部門）	37大学（91寄附講座・ 37寄附研究部門）	1.9倍 2.1倍
共同研究センター	28大学	58大学	3.1倍
研究協力課等	20大学等	61大学等	

※「寄附講座・寄附研究部門」、「共同研究センター」及び「研究協力課等」は平成15年10月現在の数値。

い、大学等の特許出願関係経費の支援の充実（特に外国特許出願について、対前年度一、〇〇〇件増を支援）

・「基礎研究」から「製品化開発」の間の研究開発支援が不足する段階、いわゆる「死の谷」を克服するため、大学発ベンチャー企業の創出・事業展開に必要な研究開発を支援する「大学発ベンチャー創出推進のための事業」の充実・強化

・大学、独立行政法人等の研究シーズと民間企業の研究ニーズが一致した産学官共同研究を推進する「産学官共同の効果的な推進」（マッチングファンド）の充実・強化
 ・産学官連携を推進する際に不可欠な各種専門知識を有する人材を大学等のニーズに対応して配置（平成一六年三月現在一〇三名配置）する「産学官連携支援事業」の推進や大学における技術経営人材や知的財産専門人材の養成のための専門コースの実施
 などを実施する。

また制度運用の改善に関しては、国立大学教員等の兼業について、①平成一五年四月より時間内兼業が可能（役員兼業は構造改革特区のみ、非役員兼業は全国）となり、

②平成一五年八月より監査役兼業の承認権限を各国立大学

等の長に委任し、③平成一五年一〇月より監査役兼業の時間内兼業が可能（構造改革特区のみ）となっている。

さらに、平成一五年四月に全面施行された構造改革特別区域法において研究交流促進法の特例措置を講じ、国以外の者による国立大学等の研究施設等の減額使用に関して、対象範囲の拡大、条件の緩和及び手続の簡素化を措置した。なお、平成一六年度からは国立大学が法人化され、各々の大学がそれぞれの個性を生かし、研究成果の機関帰属化の実現を進めるなど、知的財産の戦略的な管理、活用を図るとともに、これまで以上に積極的な産学官連携の取組を進めていくことが期待されている。

六 人文・社会科学の振興

人文・社会科学は、人々の思索や行動、あるいは社会的な諸現象の分析・考察を通して、人間の精神生活の基盤を築き、人々の営みに希望や行動の手がかりを与え、とともに、社会的合意形成や社会的諸問題の解決に寄与するものです。

今日、グローバル化、情報化が進む中、特に民族、宗教、

精神生活、社会規範や制度をめぐる問題など、現代社会において人類が直面している様々な問題の解明と対処のためには、人文・社会科学の各分野の協力者が協働して学際的・学融合的に取り組み研究を進め、その成果を社会の提言として発信する必要があります。

このことが新たな学問分野、領域の開拓につながって、我が国の人文・社会科学の活性化に貢献することが期待されます。

このことは「人文・社会科学の振興について―二一世紀に期待される役割に因應するための当面の振興方策―（報告）」（平成一四年六月一日 科学技術・学術審議会学術分科会）においても言われております。このような考え方に立って、基礎的な分野も含めた各分野・専門が協働して取り組む新しい研究の枠組みとして、平成一五年度より、「人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究事業」を独立行政法人日本学術振興会において実施しています。